

いじめ問題に関する指導方針



つくば市立みどりの学園義務教育学校

1 いじめの防止等のための対策に関する基本的な考え方

(1) 基本理念

いじめは、いじめを受けた学園生の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある。したがって、本校では、全ての学園生がいじめを行わず、いじめを認識しながらこれを放置することがないように、またいじめはいじめられた学園生の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であるということについて、学園生が十分に理解できるようにすることを旨とし、いじめの防止等のための対策を講じる。

(2) いじめの禁止

法第4条「いじめを行ってはならない」の遵守の徹底を図る。

(3) 教職員の認識すべき事項

いじめの防止等に関しては、以下の5点を全職員が認識して取り組む。

- ア いじめはどの子供にも起こりうるものであり、またいじめはどの子供も被害者にも加害者にもなりうることを認識する。
- イ 何がいじめなのかを具体的に列挙して、目につく場所に掲示することによって、学園生と教職員がいじめは何かについて常に意識する。
- ウ いじめの未然防止には、学園生が主体的に参加できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行う。
- エ いじめは大人が気付きにくい形で行われるため、早期発見には、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、積極的に認知する。
- オ いじめの報告を受けた場合、組織的に当該学園生に関わるとともに、毅然とした態度で指導をする。
- カ いじめにより相当期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるときは、「重大事態」ととらえ、すみやかに調査を開始する。

(4) 目標

いじめの防止等の取組については、以下の5つの取組の徹底を図ることを本学園・本校の取組目標とする。

- ア 未然防止への取組の徹底
- イ 早期発見への取組の徹底
- ウ 早期解消への取組の徹底
- エ 関係機関との連携の徹底
- オ 教職員研修の充実の徹底

2 「いじめ対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ対策委員会」を設置する。

(1) 委員会は次の者で構成する。

＜校長、副校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、学年主任、養護教諭、事案に関わる担当職員、スクールカウンセラー＞

(2) 上記の構成員のほか、校長が必要と認める場合、専門的な知見を有する者などを臨時に構成員とすることができる。

(3) 校長は委員会を総理し、委員会を代表する。

(4) 委員会は次に上げる事務を所掌する。

ア 学園基本方針に基づく取組の実施や具体的な年間計画の作成・実行・検証・修正に関すること

イ いじめの未然防止や早期発見に関すること

ウ いじめ問題の確認とその対応に関すること

エ いじめ問題の具体的対応策を検討すること

オ いじめの相談窓口として相談を受けること

カ 教職員研修の企画，立案に関すること

キ 学園生向けの研修や情報モラル教育に関すること

ク いじめ指導に関わる記録の集積と引き継ぎに関すること

ケ 他校との情報交換に関すること

(5) 委員会は校長が招集する。

(6) 委員会は次の区分で招集する。

月1回を定例会とする。ただし、いじめの兆候を把握した場合やいじめの相談情報があった場合、その都度「臨時会」とし招集する。

(7) その他、委員会の運営に必要な事項は、校長が決定する。

3 いじめを生まないための取り組み

(1) 学級経営の充実

① 学園生に対する教師の受容的、共感的態度により、学園生一人一人のよさが発揮され、互いを認め合う学級を作る。

② 学園生の自発的、自治的活動を保障し、規律と活気のある学級集団づくりを進める。

③ 正しい言葉遣いができる集団を育てる。

「キモイ」「ウザイ」「死ね」などの人権意識に欠けた言葉遣いへの指導が重要となる。

(2) 授業中における生徒指導の充実

「自己決定」「自己存在感」「共感的人間関係」のある授業づくりを進める。
「楽しい授業」「わかる授業」を通して学園生の学び合いを保障する。



- ・ 授業での喜びを感じさせる。
- ・ 授業がわからない学園生に対する関わり（ほおっておかない）
- ・ 自分は大事にされているという意識を持たせる。（自尊感情の高揚）

(3) 道徳科において

- ①いじめを題材として取り上げることが指導計画に位置付け、いじめを許さない心情を深めるために、考え・議論する授業展開を工夫するとともに、人権意識の高揚を図る。
- ②思いやりや、生命・人権を大切にする指導の充実に努める。

(4) 学級活動において

- ①話し合い活動を通して、いじめの未然防止や解決の手だてについて考え、いじめにつながるような学級の諸問題の解決を図る。
- ②構成的グループ・エンカウンター等の社会性を育てるプログラムを体験したり、ソーシャルスキル（相手の気持ちを気遣うスキルや自分の気持ちを伝えるスキル）等の訓練をしたりすることにより、学級内の人間関係づくりとコミュニケーションの活性化を図る。

(5) 学校行事において

- ①学園生が主体となり、達成感や感動、人間関係の深化が得られる行事を企画し、実施する。
- ②学園生会活動において
 - ・自分たちの問題としていじめの予防と解決に取り組めるよう活動を進める。（学園生会主体の「思いやり集会」「人権集会」「国際ピースデー集会」等との企画・運営）

(6) 家庭や地域との連携

- ①いじめの背景には、学校、家庭、地域社会にある様々な要因があることを共通理解し合い、積極的な連携を図るとともに、いじめに関する講演会を実施する。
- ②保護者が中心となって、いじめに関する意見交換を行う。

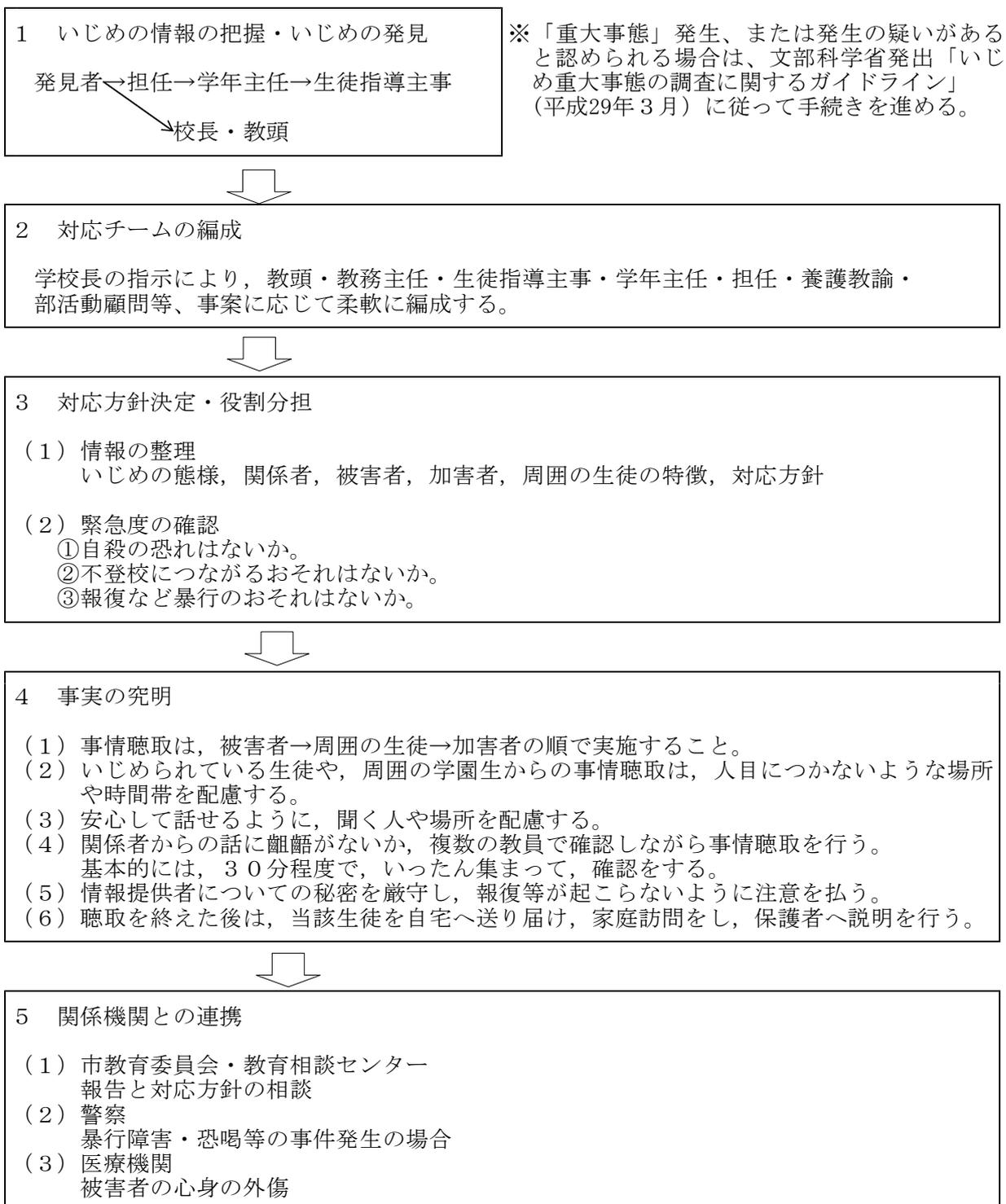
4 早期発見のための取り組み

- ①多くの教師が様々な教育活動を通して、学園生に関わることにより発見の機会を多くする。
- ②授業中、休み時間、放課後の校内巡回を計画的に行う。
授業中、いない学園生の搜索や話を聞く場合、学年のみで行わないで、全職員で取り組む。
- ③スクールカウンセラーやスクールサポーターに、積極的に学級訪問、授業参観などをしてもらう。
 - ・スクールサポーターからの情報提供を、生徒指導部で共有する。
 - ・連絡ノートを通して、生徒指導主事と複数のスクールサポーターの情報を共有できるようにする。
- ④アンケート等の調査を計画的に行う。
「学校生活アンケート」「いじめ実態調査」を年3回、定期的実施する。（5，9，2月）アンケート、調査の集計や分析には、担任を中心に複数の教員であたり、記述内容の分析などにはスクールカウンセラー等の専門的な立場からの助言を得る。
- ⑤教育相談によるいじめの把握に努める。
 - ・担任による定期的な面談を実施する。
 - ・学園生の希望や相談が必要と思われる場合は、担任以外（教育相談担当、養護教諭、スクールカウンセラー、スクールサポーター等）でも相談ができることを周知するとともに、教育相談担当が面談の体制を整える。
- ⑥面談方法や面接結果についてスクールカウンセラー等から専門的な立場からの助言を得る。
 - ・保護者とスクールカウンセラーとの面談も多いことから、担任の先生は、必要性を感じたら、学校長へも報告し、スクールカウンセラーとの面談を進めるようにさせる。

⑦保護者や地域からの情報提供の場をつくる。

- ・いじめ問題に対する学校の考えや取り組みを保護者や地域に発信し、いじめの発見に協力を求める。
- ・家庭や地域から情報提供があった場合は、誠意をもって対応するとともに、早期に確実に解決するため名前等できるだけ詳細に情報を得るようにする。

5 問題への対応（いじめ発見から解決までの取り組み）



6 年間計画

いじめ対策関連 年間指導計画

月	教職員の取り組み			学園生の取り組み	
	対策委員会	校内研修	教育相談	学級活動	学園生会活動
4	○全体計画の検討 ○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○いじめに関する共通理解 (配慮を要する学園生の研修)	○二者面談 ○家庭訪問	○学級のルールや人間関係づくりのための活動	○委員会組織編成
5	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○道徳授業研究 ○学園生主体の、心を育てる体育祭に向けて ○1年生の配慮を要する学園生の研修	○第1回学校生活アンケートの実施	○学級を一つにしていくための話し合い ○体育祭への取り組みから、思いやり・協力への振り返り	○いじめゼロ集会の実施 ○あいさつ運動
6	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○部活動を通しての助け合う集団の育成	○ソーシャルスキルトレーニングの実施(中期・後期)	○縦割り班活動の実施	
7	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○夏季面談について	○二者面談(1～8年) ○三者面談(9年)	○夏休みの生活	
8	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○特別の教科 道徳についての研修			
9	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○二者面談	○第2回学校生活アンケートの実施	○1学期の反省と2学期に向けての改善	○思いやり集会の実施
10	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○学園生主体の、心を育てるみどりの音楽祭についての研修 ○二者面談	○学年での教育相談に関するまとめ	○みどりの音楽祭への取り組みを通して一人一人を大切にしてきたかの話し合い。	○いじめゼロキャンペーンの計画 ○国際ピースデー集会の開催
11	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○三者面談(9年) ○保護者面談(1～8年)	○二者面談	○人権について考える	○人権集会の実施 ○あいさつ運動の実施
12	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○学校運営検討会		○いじめゼロキャンペーンのまとめ	○いじめゼロキャンペーンの実施
1	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○三者面談(9年) ○学校運営検討会	○三者面談(9年)	○SNSや携帯電話の使い方について考える	
2	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○学校運営検討会	○第3回学校生活アンケートの実施	○道徳ノートを振り返って	
3	○運営委員会 ○いじめ対策委員会	○評価と次年度へ向けての検討	○教育相談のまとめ	○1年間のを振り返って・進級への心構え	○反省と次年度の計画立案